

平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 す か い ら ー く
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 真
(コード番号：3197 東証)
問 合 せ 先 広 報 グ ル ー プ
(TEL. 0422-37-5310)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 26 年 8 月 28 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,138,000 株（募集株式数については、平成 26 年 9 月 19 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。）
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 26 年 9 月 19 日開催予定の取締役会において決定する予定である。）
- (3) 払 込 期 日 平成 26 年 10 月 8 日（水曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 26 年 9 月 29 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 国内における発行価格での一般募集（以下「国内募集」という。）とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で総額買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。

国内募集、下記 2. の引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行うものとする。

国内募集、下記 2. の引受人の買取引受けによる売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社とする。

- (6) 発行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成 26 年 9 月 29 日に決定する予定である。）
- (7) 申 込 期 間 平成 26 年 10 月 1 日（水曜日）から
（ 国 内 ） 平成 26 年 10 月 6 日（月曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 26 年 10 月 9 日（木曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記 2. の引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。

2. 引受人の買取引受けによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 66,452,600 株
- かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は 43,147,600 株、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は 23,305,000 株の予定であるが、最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成 26 年 9 月 29 日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役に一任する。売出株式数については、平成 26 年 9 月 19 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 売出人及び売出株式数 ①引受人の買取引受けによる国内売出し
- Bain Capital Skylark Hong Kong Limited 41,512,100 株
日本産業第三号投資事業有限責任組合 1,635,500 株
- ②海外売出し
- Bain Capital Skylark Hong Kong Limited 23,305,000 株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社及び東海東京証券株式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

②海外売出し

海外売出しについては、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Merrill Lynch International、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc及びMizuho International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。

(8) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。

(9) 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 7,092,800株（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、平成26年9月29日に決定される予定である。）

(2) 売出人及び売出株式数 野村證券株式会社 7,092,800株（上限）

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。

- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行又は上記2.の引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社は、引受人に対し、上記2.の引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

| 指定する販売先（親引け先） | 株式数 | 販売目的 |
|-------------------|----------------------------------|-------------------------|
| アサヒビール株式会社 | （取得金額41億円を上限として要請を行う予定であります。） | 友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため |
| 麒麟麦酒株式会社 | （取得金額40億円を上限として要請を行う予定であります。） | 友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため |
| サントリービア&スピリッツ株式会社 | （取得金額19億円を上限として要請を行う予定であります。） | 友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため |
| すかいらくグループ従業員持株会 | （取得金額4億700万円を上限として要請を行う予定であります。） | 福利厚生のため |

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

| | | | |
|----------|------|------------|-------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 4,138,000株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 総売出株式数 | 66,452,600株 |

(引受人の買取引受けによる国内売出し

43,147,600株

海外売出し

23,305,000株

最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決定される。)

オーバーアロットメントによる売出し 7,092,800

株(※)

(2) 需要の申告期間 平成26年9月22日(月曜日)から
平成26年9月26日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成26年9月29日(月曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成26年10月1日(水曜日)から
(国内) 平成26年10月6日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成26年10月8日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 平成26年10月9日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社の株主である Bain Capital Skylark Hong Kong Limited (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、野村証券株式会社に対して、7,092,800株を上限として、平成26年10月9日から平成26年11月5日までを行使期間として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を付与する予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成26年10月9日から平成26年10月31日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより、貸株人への返却に代えることとします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

| | |
|-------------|--------------|
| 現在の発行済株式総数 | 190,070,700株 |
| 公募による増加株式数 | 4,138,000株 |
| 増加後の発行済株式総数 | 194,208,700株 |

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額 5,633 百万円（*）については、成長戦略の加速並びに将来の市場環境及び顧客ニーズへの対応力強化を目的として、全額を 2015 年 12 月までに、レストラン事業における設備投資等に充当する予定であります。

具体的には、2014 年 12 月期に、ガストを中心とした複数ブランドの新規出店（ガスト大山駅前店他 15 店舗）に係る設備投資資金に 596 百万円を、既存店売上高増加を目的とした内外装の刷新（リモデル）（ガスト鴨居店他 193 店舗）に係る設備投資資金に 2,485 百万円を充当し、残額 2,552 百万円については、2015 年 12 月期の新規出店（42 店舗）に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,450 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業展開と企業価値の向上に向けた設備投資等に備えて内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、今後は調整後当期純利益ベースで 40%の連結配当性向を目標として、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(注) 調整後当期純利益 = 当期純利益 + 上場後発生しないと見込まれる費用 × (1 - 実効税率)

上場後発生しないと見込まれる費用 = BCPL マネジメント契約 (*1) に基づくアドバイザー報酬 + 上場関連費用 + 旧 LBO ローンの一括償却費用

(*1) 当社とベインキャピタル・パートナーズ・LLC の間のマネジメント契約を意味します。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、将来の事業展開と企業価値の向上に向けた設備投資等に充当します。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)のとおり、当社は、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、今後は調整後当期純利益ベースで 40%の連結配当性向を目標として、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては、今後の株主に対する利益配分の増加策の具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

| | 平成 24 年 12 月期 | 平成 25 年 12 月期 |
|----------------------------|---------------|---------------------|
| 基本的 1 株当たり当期利益 (連結) | 3,685.89 円 | 3,728.64 円 |
| 1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) | －円 (－円) | 14,620.75 円 (－円) |
| 配当性向 (連結) | － | 392.1% |
| 親会社所有者帰属持分当期利益率 (連結) | 7.8% | 8.5% |
| 親会社所有者帰属持分配当率 (連結) | － | 33.2% |

(注) 1. 当社は平成 25 年 12 月期より国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しております。平成 24 年 12 月期の国際会計基準に基づいた数値もあわせて記載しております。なお、平成 23 年 12 月期は連結財務諸表を作成しておりません。

- 基本的 1 株当たり当期利益 (連結) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
- 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社所有者帰属持分 (期首・期末の平均) で除した数値であり、親会社所有者帰属持分配当率 (連結) は配当総額を親会社の所有者に帰属する持分 (期首・期末の平均) で除した数値であります。
- 当社は、平成 26 年 8 月 4 日付で、株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人 (現 日本取引所自主規制法人) の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号) に基づき、平成 24 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、次のとおりとなります。なお、1 株当たり配当額については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

| | 平成 24 年 12 月期 | 平成 25 年 12 月期 |
|----------------------------|---------------|------------------|
| 基本的 1 株当たり当期利益 (連結) | 36.86 円 | 37.29 円 |
| 1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) | －円 (－円) | 146.21 円 (－円) |

5. ロックアップについて

上記 1. の公募による募集株式発行、上記 2. の引受人の買取引受けによる売出し及び上記 3. のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人、当社の株主である Bain Capital Skylark Hong Kong II Limited 並びに当社の新株予約権者であるラルフ・アルバレス、谷真、櫻井功、ニシャード・アラニ及び門脇滋人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から平成 26 年 10 月 9 日 (当日を含む。) 後 180 日目の平成 27 年 4 月 6 日 (当日を含む。) までの期間 (以下「ロックアップ期間」という。) 中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売付等 (ただし、上記 2. の引受人の買取引受けによる売出し、上記 3. のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除く。) を行わない旨を約束する書面を平成 26 年 9 月 29 日付で差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を平成26年9月29日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、上記1. の公募による募集株式発行、上記2. の引受人の買取引受けによる売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、親引け先であるアサヒビール株式会社、麒麟麦酒株式会社、サントリービア&スピリッツ株式会社及びすかいらーくグループ従業員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を平成26年9月29日付で差し入れる予定であります。

なお、上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。平成 26 年 8 月 28 日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。